

ifa JAPAN 2027／HFE JAPAN 2027 出展規約

1. 会 期

2027年5月19日(水)～5月21日(金) 10：00～17：00

ただし、会場の都合及び天変地変、疫病及び疫病の蔓延に関する行政等の指示、交通機関の障害、ストライキその他やむを得ない事情により変更または中止する場合があります。

2. 会 場

東京ビッグサイト 南ホール1・2・4／会議棟

〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1

3. 主催

【主催】株式会社食品化学新聞社

〒101－0051 東京都千代田区神田神保町3－2－8 昭文館ビル2F

TEL:03－3238－7520 (ifa/HFE JAPAN事務局)／FAX:03－3238－7898

4. 出展料金

◆スペース小間 ￥462,000(税込)／1小間・9㎡

※壁面パネル等の基礎装飾は含まれません。

※幹線工事費・電気使用料金は含まれません。

◆パッケージ小間 ￥605,000(税込)／1小間・9㎡(基本装飾込み)

料金に含まれるもの(1小間当り)：壁面、和英社名板(1枚)、カーペット、受付カウンター1台、パイプ椅子2脚、スポットライト3灯、800Wコンセント1ヶ、ゴミ箱1ヶ、貴名受け1ヶ、期間中の小間内清掃

※電気使用料金(1kw)が含まれます。

◆角小間料金 1角につき ￥22,000(税込) 増し

◆ミニブース ￥264,000(税込)／1ブース・4㎡(パネル用壁面+展示台)

料金に含まれるもの：壁面、和文社名板(1枚)、システム台1台、パイプ椅子1脚、800Wコンセント1ヶ、期間中のミニブース内清掃

※電気使用料金(1kw)が含まれます。

◎装飾オプションについては出展案内をご参照下さい。

5. プレゼンテーション料

◆出展者プレゼンテーション ￥41,800(税込)／1セッション(15分)

料金に含まれるもの：プロジェクター、スクリーン、PC、ポインター、マイクの使用

会場：展示会場内 60席(予定)

※日時の割当は事務局にて調整させていただきます。申込書受領後の参加取消の場合は、全額を取消料として申し受けますのでご了承ください。

※連続で行う場合は、4セッション(60分)を上限とさせていただきます。

※受付で預かりした聴講者情報につきましてはプレゼン終了後に演者にお渡しいたします。

※聴講者情報は各企業の個人情報取扱方針の下、適切に管理してくだ

さい。

6. 出展申込み

(A) 申込み期間：2027年1月29日(金)まで

出展申込期間中であっても、申込み小間数が予定小間数に達した場合は、申込みを締切る場合がございます。

(B) 申込み方法

本出展規定の内容をご確認・ご了承いただきました上、ifa公式ホームページからアクセスし、出展登録フォームよりお申込みください。なお出展申込は、出展者において正当な権限ある者によってご登録されたものとみなします。

(C) 申込み小間位置

小間位置につきましては、申込みの順を考慮し、各出展者のご希望の位置を仮決定させていただきますが、会場の都合や企画内容あるいは出展申込の状況によって、事務局側で会場レイアウトを調整することがございますので、最終レイアウト決定時に出展者に小間位置の移動をお願いすることがあります。

(D) 申込みの決定

事務局が出展申込を受領したと同時に効力が発生します。なお主催者は、出展の申込みが適当でないと判断した場合に出展をお断りする場合があります。また、申込受領時に判明していなかった事実が事後に判明し、出展の申込みが適当でないと判断される場合にも、遡って出展を取り消すことがあります。

(E) 申込みにかかる情報の取り扱い

出展申込みに際し、出展者が主催者に提供した情報は、原則として、主催者が本展を円滑に運営するため、及び次年度以降の本展の開催案内等を行う目的のみにより使用いたします。

(F) 出展者における情報の取り扱い

出展者が、各小間内又はプレゼンテーションの機会に取得した情報は、出展者の責任において管理するものとし、主催者は、かかる管理を怠ったことに基づく損害及びこれに関連する一切の損害について、責任を負いません。

7. 出展料金支払いスケジュール

・1回目支払期日：出展申込みの翌月末まで／出展料金の50%

・2回目支払期日：2027年3月31日(水) 開催前々月末／出展料金残金全額(出展料金の50%)

※早割・超早割適用の場合、2回目支払期日は2026年12月31日(木)となります。

※申込受領確認後1週間以内に請求書を発行いたします。同書に記載された期日が「1回目支払期日」となります。

◆出展申込みの時期により、1回目支払期日が、2回目支払期日以降の日となってしまう場合、出展料金全額をお支払いください。

◆指定口座へのお振込をお願いします。手形によるお支払は、お受けできませんのでご了承ください。

◆振込手数料は、申込み者負担とさせていただきます。

8. 出展申込後の変更・取消

出展者が、出展申込みを終えた後、出展内容を変更する場合、4及び5記載の各料金をもとに、その差額を請求させていただきます。ただし、主催者が、変更箇所が軽微なものであると認めた場合には、協議を行う場合がございます。

(1) 出展者が、出展申込みを終えた後、自己の都合で出展を取消す場合、次のとおり取消料を申し受けます。

①申込日から開催日の6カ月前まで…………… 出展料の15%

②開催日の6カ月前以降2カ月前以前…………… 出展料の50%

③開催日の2カ月前以降……………出展料の全額

※なお、上記①・②・③の該当判断は、出展者からの出展取消しの書面による意思表示を、主催者が受領した時点をもって判断するものとします。

(2) 小間種類をパッケージ小間からスペース小間へ変更した場合、次のとおり取消料を申し受けます。

①開催日の4カ月前まで…………… 取消料が発生しない

②4カ月前から2回目支払い期日までの間…………… 差額の50%

③2回目支払い期日以降……………差額全額

9. スペースの転貸等の禁止

出展者は、主催者から割り当てられた小間を主催者の承諾なしに転貸、交換、譲渡、又は第三者のために担保に供することはできません。かかる行為が判明した場合には、主催者は、当該出展者及び出展者から権利を譲り受けた者の出展を取り消すことができ、取消時点において支払済みの出展料は返還いたしません。

10. 共同出展の取扱い

2者以上の出展者が共同で出展を申込みことができます。この場合は、1者が代表して出展を申込み、出展料の支払等請求手続きを行ってください。ただし展示会としては共同出展者全者を出展者とするので、チラシ、ウェブなどの出展者紹介は全ての企業、団体が個別に行うことができます。詳細については、事務局までご相談ください。

11. 搬入と搬出

(A) 展示物の会場への搬入期間及び搬出期間などについては、後日、主催者から「展示規則・運営要領」により通知します。

(B) 会期中は、主催者の承認なしに出展者が小間内装飾や大型展示物の搬入及び撤去を行うことはできません。

(C) 小間内の設備は、開催初日午前10時までに整備し展示を完了してください。空箱・残材等は同時に撤去してください。

(D) 出展者は、出展品の撤去及び小間内の原状回復を開催最終日の午後9時までに完了してください。同期日を過ぎて、小間内及び割当てられた保管場所等に残留された動産等については、出展者が所有権を放棄したものとみなし、主催者が撤去いたします。この場合、撤去にあたり費用が生じた場合には、当該出展者のご負担となり、当該費用は、主催者又は主催者が撤去を依頼した業者により見積もられた金額となります。

12. 印刷物と宣伝行為

(A) 主催者は本展において、出展者が作成・持参する印刷物以外の印刷物について、著作権を有します。

(B) 主催者は、印刷物の作成にあたり十分留意しますが、掲載情報に誤りや脱落等があった場合は、別途手段での訂正の努力をします。

(C) 出展者がカタログ等の印刷物を配布、設置、展示する場合は、各出展者が割り当てられた小間内において行うものとし、原則的に他の場所においてこれを行うことはできません。その他の販促、宣伝などについても割り当てられた小間内で実施し、他の場所で行うことはできません。なお、出展者プレゼンテーション、セミナー、企画コーナーなどにおいては主催者の判断により配布・設置が可能な場合があります。主催者に別途お問合せ下さい。

(D) 出展者が本展に印刷物を持参して配布、設置、展示を行う場合、出展者は、当該印刷物において、他者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう十分に注意する義務を負います。なお、主催者は、出展者が本展に持参して配布、設置、展示を行った印刷物が、他者の権利を侵害した場合、その損害を賠償する責任を一切負いません。

(E) 出展者は、主催者が本展のために行う印刷物の配布、展示について、知的財産権、肖像権、商標権その他の権利を行使しないことを約束します。ただし、主催者が、本展を開催、運営するために利用したものでない場合は、この限りではありません。

(F) 本展示会主旨と直接関係のない印刷物を配布・宣伝を行うことはできません。

13. 会期中の安全と補償

(A) 主催者は、会期中の来場者及び出展者の安全を第一に考え、展示会の中止を含む適切な処置を行うことができます。会期中中に安全上の理由からやむをえず中止する際には出展料の返却はいたしません。

(B) 出展者及びその代理者が他社の小間や主催者の設備、又は展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任において行うものとし、主催者は一切責任を負いません。

14. 出展品の管理と免責

主催者は準備から撤去までの全期間を通じ、警備保障会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難に関する責任は負いせんので各出展者で管理願います。

15. 保 険

(A) 出展者は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間、必要と思われるものについて各自各種の保険に加入してください。

(B) 主催者は展示会開催全体の運営にあたり、不測の事故、傷病などに対応した保険に加入いたしますが、保険契約上、保険対応可能な保険事故は限られておりますので、出展者が第三者に対して賠償責任を負う場合等については主催者側の保険で対応が不可能になります。出展者におかれましては、(A)記載の、各種保険への加入をお願いいたします。

16. 試飲・試食

出展者が試飲・試食を展示期間中に行う場合は、事前に以下の届出、準備を行い、各々提出することが必要となります。かかる行為を怠った場合には、事務局側より、展示の一部又は全部を中止とさせていただくことがございます。

①主催者への届出

②自社ブース内での手洗い場の設置又は共同手洗い場使用の申し込み

③江東区保健所への届出

17. 出展者による違反行為等

(A) 出展者が「展示規則・運営要領」の規定等に違反した場合は、主催者は、その出展者の出展をお断りし、出展者の出展申込を一時的に取り消すことがあります。この場合、出展者が確保していた展示スペースは主催者が処分することができます。また、出展料については返却する義務を負いません。

(B) 出展者が「装飾規定」に違反した場合は、速やかに修正をしていただきます。また、その修正作業に伴い発生した費用については、各出展者にてご負担いただきます。

18. 展示会の中止等

(A) 天変地変、疫病及び疫病の蔓延に対する行政等の指示、交通機関の障害、ストライキ、戦争、内乱、テロその他主催者の責めによらない事情で展示会が開催できない時は、主催者は展示会を中止することができます。ただし、主催者は出展者の負担を抑えるために、中止決定の判断を出来る限り早く行うよう情報収集などに努めます。

(B) (A)に定める事由によって、展示会が中止となった場合、各出展者の出展料については、各出展者の出展料の総額に下記割合を乗じた金額を各出展者に返却いたします。

開催日1ヵ月前以前…………… 出展料総額の60%

開催日1ヵ月前～2週間前…………… 出展料総額の40%

開催日2週間前～開催期日…………… 出展料総額の0%

※開催期日に近づくにつれ、開催のための経費等を支出していることから、上記のとおりといたしております。予めご了承ください。

19. カスタマーハラスメントならびに迷惑行為への対応

主催者は来場者登録及び展示会への入場が適切に行われるよう管理いたしますが、来場者により下記のような行為が行われた場合は、当該来場者及びその関係者に対し、展示会場からの退場、また、再入場及び次年度以降の来場を禁止し、損害が生じた場合にはその賠償を求め、その他にも必要な措置を講じます。出展者は下記のような行為を確認した場合は該当者の氏名、所属を確認し巡回中のスタッフ又は事務局に申し出て下さい。

・大声で威嚇する行為、怒鳴りつける行為

・展示物を破損する行為

・出展内容や対応について過度な謝罪を要求する行為・出展内容と関係しない質問・意見や不条理なクレームを入れる行為

・その他、展示担当者に不快、恐怖を与える、又は出展を妨害する行為

20. その他

(A) 会期期間中は展示に集中し、準備、撤去は定められた時間に行ってください。

(B) 展示品や小間の保守及び清掃は、出展者の責任で行ってください。

(C) 小間内又はプレゼンテーションにおける、展示品の撮影、写生、動画の撮影、録音等の可否の許可は、当該出展者の責任で行ってください。

(D) 主催者と出展者、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生した場合、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねる場合があります。

(E) 展示会の運営詳細は後日発行される「展示規則・運営要項」及び出展者説明会によってお知らせします。